

伊予市資源ごみの集団回収に対する奨励金の交付に関する要綱

令和6年1月26日

伊予市告示第8号

伊予市資源ごみ回収活動事業事務取扱要綱（平成17年伊予市告示第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、集団による再生利用可能な資源ごみの回収活動（以下「集団回収」という。）を自主的に行う市内の団体に対し、市が予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 奨励金の交付の対象となる団体（自治会、老人会、PTAその他の団体に市長が認めたものをいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で構成すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 集団回収を年2回以上実施し、かつ、継続した実施が見込まれること。

（対象品目）

第3条 奨励金の交付の対象となる資源ごみは、古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックその他再生利用可能な紙類で市長が認めたものをいう。）とし、日常生活において家庭から排出されたものとする。

（集団回収の要件）

第4条 交付対象団体は、集団回収を実施するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 地域住民を対象として広く実施すること。
- (2) 団体の責任において回収業者に連絡し、回収させること。

(3) 回収後の残渣^きは、全て団体の責任において処理すること。

(4) 回収に係る経費は、全て団体が負担すること。

(団体登録等)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする団体は、伊予市資源ごみ集団回収団体登録申請書（様式第 1 号）により、市長に登録を申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けこれを登録したときは、伊予市資源ごみ集団回収団体登録通知書（様式第 2 号）により当該団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに伊予市資源ごみ集団回収団体登録変更届（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

4 登録団体は、集団回収を廃止したときは、速やかに伊予市資源ごみ集団回収団体登録廃止届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(奨励金の額)

第 6 条 奨励金の額は、登録団体が回収した資源ごみの重量に 1 キログラム当たり 3 円を乗じて得た額とする。

(奨励金の請求)

第 7 条 登録団体は、奨励金を請求するときは、伊予市資源ごみ集団回収奨励金請求書(様式第 5 号)に伊予市資源ごみ集団回収実施報告書(様式第 6 号)を添付して市長に提出するものとする。

(奨励金の返還等)

第 8 条 市長は、登録団体が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、その全部又は一部の返還を命ずるとともに、団体登録を取り消すものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市資源ごみ回収活動事業事務取扱要綱第 5 条の規定により登録を行っている団体は、この告示による改正後の伊予市資源ごみの集団回収に対する奨励金の交付に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により登録を受けた団体とみなす。